

(証券コード 2778)
平成29年4月28日

株 主 各 位

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

株式会社 

代表取締役社長 吉 田 馨

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県稲沢市正明寺三丁目114番地
稲沢市民会館（名古屋文理大学文化フォーラム）中ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項 第32期（平成28年2月21日から平成29年2月20日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 吸収分割契約承認の件

第4号議案 定款の一部変更の件

第5号議案 取締役6名選任の件

第6号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.palemo.co.jp/>）にて、修正後の内容をご案内いたします。

I. 会社の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・家計所得に緩やかな回復基調が見られる一方で、引き続き消費者に根強く残る節約志向に加え、インバウンド消費の減速等もあり、個人消費の改善ペースについては緩慢なものとなりました。また、英国のEU離脱問題や米国の新政権の誕生などにより、為替や株価が乱高下するなど、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社が属する専門店業界は、マーケット環境については大きな変化が見られない中、引き続き商業施設や専門店の間で優劣が鮮明となるほか、業界全体における人手不足が深刻化するなど、厳しい環境で推移しました。

このような環境の中、当社におきましては事業構造改革の柱である「MD(マーチャンダイジング)変革」と「サービス変革」における諸施策を通じて、基幹事業の収益性の向上ならびに商品効率の改善について重点的に取り組んでまいりました。また、前期に引き続き不採算店舗の閉店を推し進めることで、当期純利益の黒字化を確実にものとし、アパレル事業において新しいショップブランドでの出店を強化することで、今後の成長に向けた基盤作りにも注力してまいりました。その結果、アパレル事業においては商品供給の最適化と在庫コントロールの適正化が進行したことにより店頭の商品鮮度が改善し、すべてのシーズンにおいてプロパー販売が堅調に推移する結果となりました。一方、雑貨事業においては業界全体が弱含みとなる中で、販売は低調に推移しましたが、在庫水準の低減・適正化に努めた結果、商品鮮度の維持・改善を確保することができました。この結果、全社の既存店売上高前年比は103.9%となりました。

店舗の出退店におきましては、新規で立ち上げましたアパレルのショップブランド「Lilou de chouchou (リルデシュシュ)」2店舗、「Daisy Merry (ダイジーマリー)」2店舗を含め、新規に9店舗を出店する一方で、不採算店舗を中心に88店舗を閉鎖した結果、当事業年度末現在の店舗数は495店舗となりました。また、F C (フランチャイズ) 事業におきましては、店舗数の増減は無く、期末店舗数は13店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は246億93百万円（前年同期比9.6%減）、営業利益6億27百万円（前年同期比360.5%増）、経常利益6億45百万円（前年同期比242.6%増）となり、当期純利益は3億24百万円（前期は当期純損失3億13百万円）となり、当期純利益は4期ぶりの黒字となりました。

しかしながら、まだ安定した黒字化体質には至っておらず、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 事業セグメント別の売上高の状況

事業セグメント	第 32 期（当事業年度）		前事業年度 対比率(%)
	売上高(千円)	構成比(%)	
店舗小売事業	23,825,210	96.5	90.6
F C 事業	748,064	3.0	83.9
その他事業	120,161	0.5	100.0
合計	24,693,436	100.0	90.4

2. 設備投資の状況

当事業年度は、総額3億39百万円の投資を行ないました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に98百万円、新設店舗賃借に係る保証金として47百万円、既存店の改装およびシステム投資等に1億93百万円の投資を行なっております。これらに必要な設備投資資金は自己資金および借入金により充当しております。

なお、当事業年度における当社の店舗展開は次のとおりであります。

〈新規店舗〉

都道府県名	店 舗	都道府県名	店 舗
北 海 道	イルーシー300新札幌サンピアザ店	大 阪 府	デイジメリー堺鉄砲町店
埼 玉 県	リルデシュシュ春日部店	兵 庫 県	デイジメリー鶴見緑地店
	リルデシュシュ大宮ステラタウン店		スプル伊丹昆陽店
愛 知 県	スプル長久手店	福 岡 県	リシェリエ・Re-J小倉
	イルーシー300長久手店		サニーサイドモール店

以上、9店舗出店しました。

〈退店店舗〉

都道府県名	店 舗	都道府県名	店 舗	
北 海 道	ファナー名寄店 G F C 新札幌店 ジニー新札幌店 シーベレットファム新札幌店	静 岡 県	ファナー伊東店 イルーシー300富士宮店 インセンス藤枝店	
	G F C ・ ジニー石狩店 イルーシー大曲店		愛 知 県	ヴィサリア近鉄パッセ店 ドスチナゴヤドーム前店 スズタン守山店 リシュリエ徳重ヒルズウォーク店 ギャルフィット刈谷店 ファナー稲沢店 ビスパーズ東海荒尾店 シーベレット津島店 シーベレットファム桃花台店 ハレノヒ名古屋茶屋店
岩 手 県	ファナー花巻店	岐 阜 県	ファナー可児パティオ店 ファナー恵那店 ビスパーズ岐阜カラフルタウン店 リジェイ御嵩ラスパ店 イルーシー300岐阜カラフルタウン店	
宮 城 県	スブル仙台エスパル店 シーベレット気仙沼店		三 重 県	シーベレット津南郊店 ハレノヒ東員店
福 島 県	ギャルフィット平店			京 都 府
栃 木 県	ギャルフィット宇都宮店 リシュリエ宇都宮インターパーク店 イルーシー300宇都宮店		大 阪 府	リシュリエ阪急三番街店 ドスチ寝屋川店 リジェイ寝屋川店 ハレノヒ茨木店 木糸土あべのキューズモール店
茨 城 県	ギャルフィット・シーベレット水戸南店 スズタン神栖店 スズタン土浦ピエタウン店 シーベレット日立店	東 京 都	リメディオ府中店 ギャルフィット・リジェイ葛西店 木糸土蒲田店 木糸土ダイバーシティ東京プラザ店	
千 葉 県	フォレストハート・イルーシー300 ユニモちはら台店 L S C ・ ジニー千城台店 シーベレット南行徳店 ハレノヒ幕張新都心店		奈 良 県	シーベレット大和郡山店
埼 玉 県	ギャルフィット吹上店 シーベレット吹上店 シーベレット三芳店	兵 庫 県	グットシン明石アスピア店 イルーシー300伊丹昆陽店 ハレノヒ伊丹昆陽店	
東 京 都	リメディオ府中店 ギャルフィット・リジェイ葛西店 木糸土蒲田店 木糸土ダイバーシティ東京プラザ店	岡 山 県	木糸土岡山店	
	神 奈 川 県	ギャルフィット・ジニー戸塚店 フォレストハート戸塚モディ店 リジェイ大和鶴間店 イルーシー300湘南モルフィル店	鳥 取 県	ドスチ鳥取北店
長 野 県	ファナー南松本店			
石 川 県	G F C ・ ジニー松任店			

都道府県名	店 舗	都道府県名	店 舗
広 島 県	ルシカ福山ポートプラザ店 リシェリエ神辺店 シーベレットファミン神辺店 イルーシー300福山ポートプラザ店	福 岡 県	ドスチ福岡店 ピーク笹丘店 イルーシー300ノース天神店 ハレノヒ福津店
山 口 県	ギャルフィット南岩国店 ライムストーン宇部店	大 分 県	エスアイツシー三光店
香 川 県	リシェリエ・リジェイ綾川店	鹿 児 島 県	ファズビー鹿児島タカプラ店 ハレノヒ鹿児島店
徳 島 県	ギャルフィット・インセンス阿南店	沖 縄 県	ジューク具志川店 ジューク那覇店 シーベレットファミン経塚店
愛 媛 県	ギャルフィット・ジニー重信店		
福 岡 県	エスアイツシー春日ザ・モール店		

以上、88店舗退店しました。

これにより、期末店舗数は495店舗となりました。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) 基幹事業の収益性向上と安定化

当社が永続的安定成長を成し遂げるためには、アパレル事業ならびに雑貨事業における基幹事業の収益性向上と安定化が最も重要な課題と考えております。事業構造改革により、この2年間で在庫低減が進み、商品鮮度の大幅改善が進みましたが、今後においても「MD（マーチャンダイジング）変革」と「サービス変革」をテーマに、「商品供給の最適化」と「販売体制の最適化」を更に追求することで、基幹事業の収益性を更に向上させてまいります。また、メンバーズカード会員ならびにパレモバ（ネット）会員の獲得を進めることで顧客安定化を推進し、基幹事業の客数増、収益の安定化に繋げてまいります。

(2) スクラップ&ビルドの推進による店舗基盤の安定化と成長基盤の強化

当社は赤字体質から脱却するために、前期に引き続き、不採算店舗の退店を推し進めてまいりましたが、今後においても個店毎の収益性の低下や契約満了による退店の発生は避けることができないものと考えております。こうした環境下で当社が安定した売上と利益を確保し続けるためにも、アパレル事業においては、当期に立ち上げました新規ブランドによる出店を加速するとともに、既存店の活性化についても積極的に推し進めていく必要があると考えています。また、雑貨事業におきましても、「illusie（イルーシー）300」を軸に出店機会を増やし、その他のブランドにおいても、MD（マーチャンダイジング）に磨きをかけ、既存店の活性化に繋げていかなければならないと考えております。

(3) 人財の確保と育成の強化

当社が属する専門店業界をはじめ、小売業からサービス業に至るまで、人手不足が深刻化しており、当社においても、特に店舗運営面での人財確保が大きな課題であると考えております。そのためにも、今後も引き続きローコスト経営については当社の変わらぬ経営方針として取り組んでまいります。店舗における人財確保と将来の経営を担う人財育成に向けた適切な投資ができるよう心がけてまいります。

(4) 経営環境の変化への対応

当社は、経営環境の変化に適応するため、迅速な改革を可能とし、経営資源の最適な配分を行ない、効率的な経営管理を行なうべく、持株会社体制に移行することを平成29年3月31日の取締役会で決議いたしました。本総会での承認決議を経て、本件の効力発生日は、平成29年8月21日を予定しており、同日付で、当社は「パレモ・ホールディングス株式会社」に、株式会社パレモ分割準備会社は「株式会社パレモ」に、それぞれ商号を変更いたします。

このたびの持株会社体制への移行により、戦略と事業の機能を分離し、当社が当社グループの戦略の立案、経営管理およびリスク管理を担い、事業子会社が事業推進に特化することで、当社グループの経営効率の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移
(訂正後)

(単位：千円)

項 目	第 29 期	第 30 期	第 31 期	第 32 期 (当事業年度)
	(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)	(自 平成27年2月21日 至 平成28年2月20日)	(自 平成28年2月21日 至 平成29年2月20日)
売 上 高	36,292,966	31,875,247	27,302,073	24,693,436
経常利益または経常損失(△)	△429,855	△662,419	188,531	645,819
当期純利益または当期純損失(△)	△2,244,057	△2,186,231	△313,269	324,320
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	△186円27銭	△181円50銭	△26円01銭	26円93銭
総 資 産	15,196,963	12,705,772	10,421,541	10,984,139
純 資 産	4,541,851	2,258,820	1,752,828	2,076,998

(注) 名古屋県税事務所からの指摘により、過年度の外形標準課税の一部に誤りがあることが判明したため、第29期から第30期の財産および損益の状況の推移については、訂正後の数値を記載しております。なお、訂正前の数値は次のとおりであります。

(訂正前)

(単位：千円)

項 目	第 29 期	第 30 期
	(自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日)	(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日)
売 上 高	36,292,966	31,875,247
経 常 損 失 (△)	△433,533	△619,708
当 期 純 損 失 (△)	△2,254,326	△2,146,332
1株当たり当期純損失(△)	△187円12銭	△178円18銭
総 資 産	15,179,564	12,702,961
純 資 産	4,575,079	2,331,948

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

平成28年10月24日付で、主要株主としてエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合が公開買付けにより当社の株式7,493,442株（議決権比率62.22%）を保有するまでは、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が親会社であり、同社は当社の株式7,493,442株（議決権比率62.22%）を保有しておりました。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

平成28年10月24日付で、主要株主としてエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合が公開買付けにより当社の株式7,493,442株（議決権比率62.22%）を保有するまで、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社との間に取引に関する事項がありました。

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社がユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社であった当事業年度該当期間において、「当社発行の電子記録債務に対する被保証」および「保証料の支払」等の取引を実施しておりましたが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と同水準となること等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しておりました。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断およびその理由

当社は、親会社がユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社であった当事業年度該当期間において、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外取締役および社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を行なった結果、当社の利益を害しないと判断し、当該取引の実施を決定しておりました。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(3) 子会社の状況

重要な子会社はありません。

7. 主要な事業内容

当社はティーンズヤングからヤングミセスまでのレディースを対象とした
婦人洋品・婦人服および生活雑貨、バッグの販売を主要業務とした小売専門
店チェーンであります。

8. 主要な事業所

- (1) 本 店 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
(2) 店 舗 (地域別分布は次のとおりであります。)

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	29	青森県	10	岩手県	4	宮城県	9	秋田県	2
山形県	6	福島県	11	茨城県	8	栃木県	13	群馬県	5
埼玉県	17	千葉県	28	東京都	30	神奈川県	26	新潟県	11
富山県	8	石川県	4	福井県	7	山梨県	4	長野県	12
岐阜県	12	静岡県	25	愛知県	51	三重県	17	京都府	7
大阪府	14	兵庫県	12	奈良県	2	和歌山県	2	鳥取県	2
岡山県	3	広島県	9	山口県	11	徳島県	2	香川県	1
愛媛県	4	高知県	2	福岡県	26	佐賀県	6	長崎県	6
熊本県	6	大分県	7	宮崎県	5	鹿児島県	7	沖縄県	12
総店舗数								495店舗	

9. 従業員の状況

従業員数	前期比増減数	平均年齢	平均勤続年数
168名	13名減	45.3才	22.5年

- (注) 1. 従業員数は、当事業年度末就業員数であります。
2. 従業員数には、当事業年度中平均雇用人数の嘱託社員587名およびパートタイマー1,085名(8時間勤務換算)は含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社大垣共立銀行	1,000,000千円
岐阜県信用農業協同組合連合会	500,000千円
株式会社京都銀行	300,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000千円
株式会社名古屋銀行	300,000千円
株式会社愛知銀行	200,000千円

II. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社	7,493,442株	62.22%
岩 間 公 一	587,133株	4.88%
株 式 会 社 S B I 証 券	552,700株	4.59%
パ レ モ 従 業 員 持 株 会	205,723株	1.71%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	130,118株	1.08%
松 波 省 一	91,758株	0.76%
旭 一 彌	55,030株	0.46%
朝 野 敬 介	54,000株	0.45%
岩 間 商 事 株 式 会 社	52,673株	0.44%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	51,400株	0.43%

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 27,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,051,384株（うち自己株式 8,055株）
- (3) 株主数 6,887名

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成29年2月20日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況等
吉田 馨	代表取締役社長		
永井 隆司	常務取締役	管理担当兼子会社担当	
江里口 直	取締役	雑貨事業本部長 兼パレモ東京担当 兼雑貨事業本部営業統括部長	
永田 昭夫	取締役		公認会計士永田昭夫事務所長 日本トランスシティ株式会社 社外監査役 株式会社UCS社外監査役 竹田印刷株式会社社外監査役
黛 龍二	常勤監査役		
中村 弘	監査役		水口・中村法律事務所長 弁護士
今枝 剛	監査役		公認会計士今枝会計事務所長 税理士法人ブレインワン代表社員 ナトコ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち永田昭夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役永田昭夫氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち中村 弘および今枝 剛の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役中村 弘および今枝 剛の両氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に就任した監査役
平成28年5月12日開催の第31回定時株主総会において、新たに今枝 剛氏が監査役に選任され、就任いたしました。

6. 当事業年度中に退任した取締役
平成28年5月12日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、取締役藤田 敏氏は任期満了により退任いたしました。また、平成28年10月18日をもって取締役越田次郎氏は辞任いたしました。なお、同氏は、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社取締役専務執行役員を兼務しておりました。
7. 当事業年度中に退任した監査役
平成28年5月12日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤 章氏は任期満了により退任いたしました。
8. 監査役中村 弘氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、監査役今枝 剛氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 平成29年2月21日付の地位および担当の異動

氏 名	地 位	担 当
江 里 口 直	取 締 役	雑 貨 事 業 部 長 兼 パレ モ 東 京 担 当

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永田昭夫氏ならびに社外監査役中村 弘氏および今枝剛氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の額	
	人 員	報酬等の額
取 締 役	6名	47,600千円
監 査 役	4名	13,125千円
合 計	10名	60,725千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成28年5月12日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と社外監査役1名、平成28年10月18日に辞任した取締役1名が含まれているためであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区分	氏名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永田昭夫	公認会計士永田昭夫事務所長	公認会計士永田昭夫事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	中村弘	水口・中村法律事務所長	水口・中村法律事務所とは、同事務所に所属する他の弁護士と顧問契約を締結しております。
社外監査役	今枝剛	公認会計士今枝会計事務所長	公認会計士今枝会計事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人ブレインワン代表社員	税理士法人ブレインワンとは、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永田昭夫	日本トランスシティ株式会社 社外監査役	日本トランスシティ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社UCS 社外監査役	株式会社UCSとは、重要な取引その他の関係はありません。
		竹田印刷株式会社 社外監査役	竹田印刷株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	今枝剛	ナトコ株式会社 社外監査役	ナトコ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言の状況
永田 昭夫	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席	—	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。
中村 弘	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会16回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、監査役会においても必要な発言を適宜行なっております。
今枝 剛	就任後開催の取締役会12回すべてに出席	就任後開催の監査役会11回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、監査役会においても必要な発言を適宜行なっております。

(5) 社外役員の報酬等の総額等

	人員	当社からの報酬等の総額	親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	4名	3,465千円	6,365千円

- (注) 1. 上記には、平成28年5月12日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 上記には、社外取締役1名の、平成28年10月24日に主要株主が変更になるまでの当事業年度該当期間の親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等を含んでおります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はありません。

3. 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	23,000千円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の執行状況の相当性など報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令(会社法第340条第1項の各号)の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制および方針

内部統制システム構築の基本方針については、以下のとおり取締役会にて決議しております。

1. 取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条を行動規範とし、法令・定款および社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また、職務の執行にあたり遵守すべき規範を「企業倫理基準」として定め、取締役および執行役員（以下、取締役等という）ならびに従業員に対し周知する。従業員が業務上遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルとして定め、その徹底を図る。
 - (2) 当社は、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンス関連規定の遵守状況について定期および特別監査を実施し、取締役社長および担当取締役に報告する。
 - (3) 当社は、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）に従業員および取引先に対し設置する。通報受付部署を総務人事部とし、通報内容に対し迅速な調査・対応を行なうとともに、法令・ルール違反には社内規定に基づき厳正に対処する。
 - (4) 取締役等は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行なう。
 - (5) 監査役は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
 - (6) 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関、業界団体および地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる情報は、文書(電磁的記録を含む)に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。また、取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
 - (2) 文書管理規程は総務人事部がこれを所管し、制定・改訂にあたっては取締役会の承認を得る。
3. 損失の危険の管理に関するその他の体制
 - (1) 当社は、リスクの発生の阻止・低減およびリスク発生時の的確なリスク管理体制の構築を目的に、リスクマネジメント基本規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成し、従業員に対し教育・研修を実施することによって発生が予測されるリスクの防止・低減を行なう。
 - (2) 当社は、リスクマネジメント委員会にて、全社的なリスク(経営、事故・災害、コンプライアンス)の把握を行なうとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視および改善等の活動を展開する。
 - (3) 当社は、不測事態の発生には、リスク管理規則に基づき、担当取締役の指揮のもと、迅速かつ適切な対応を行なう。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほか、社長、取締役、執行役員、監査役および部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行なう。
 - (2) 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」ならびに「申請手続規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を構築する。
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
 - ① 当社は、子会社の経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、当社および子会社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項およびその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。

- ②当社は、子会社の決算書、事業計画等に関する報告書を半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
- ③当社は、子会社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、経営方針の確認、経営状況の把握、その他子会社の重要課題の検討を行なう。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、子会社のリスクの発生を阻止・低減およびリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を定め、リスク管理体制を構築する。また、子会社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を周知徹底させ、当社の規程に準じた社内規定を子会社に整備させる。
 - ②当社は、子会社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。また、子会社におけるリスクの発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行なう。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ①当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
 - ②当社は、子会社の社長に対する面談を必要に応じて開催し、経営方針の確認、経営状況の把握、その他子会社の重要課題の検討を行なう。
 - ③子会社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行なう。また、子会社における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行なわれる体制を構築する。
- (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条等の行動規範を、子会社に周知するとともに、子会社が行動基準等を作成し、取締役等および従業員へ周知する。

- ②当社は、当社および子会社の全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社および子会社のコンプライアンス体制を推進する。
- ③当社は、子会社の取締役および監査役を派遣し、子会社の取締役会等の主要な会議に出席させ、子会社の経営状況等の把握を行なう。
- ④当社の総務人事部は、子会社の内部統制を含めて管理・監督する。また社長室は、子会社の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行ない、必要に応じて、定期的に取り締役会、経営会議へ報告することとする。また監査室は、子会社に対し、定期および特別監査を実施し、当社の代表取締役および監査役に報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的內部統制の状況および業務プロセスについて、「財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正および文書化を行なうものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する従業員に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該従業員は、その命令に関して監査室長ならびに担当取締役および部門長の指揮命令を受けない。また当該従業員は、監査役の指示に忠実に従うものとする。
8. 当社および子会社の取締役等および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社および子会社の取締役等および従業員は、監査役（監査役会）に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度による従業員・取引先からの通報状況およびその内容を速やかに報告する。

- (2) 当社および子会社の取締役等および従業員は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者ならびに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益取扱を禁止する。
 - (3) 当社および子会社は、公益通報した者に対する不利益取扱の禁止を社内通報規程にて定め、取締役等および従業員に対し周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (1) 取締役等および従業員は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
 - (2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。
10. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役 of 職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担する。
 - (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役 of 職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社および子会社の取締役等および従業員が企業行動指針に基づき、法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス強化月間の実施などを通して定期的に周知徹底を図っております。また、情報セキュリティ、ハラスメント防止などに関する規定を制定し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを実施しました。

2. リスク管理に対する取り組み

当社取締役社長を委員長とする、「リスクマネジメント委員会」を年6回開催し、想定されるリスクおよび発生したリスクに対応するとともに、リスク管理に関する共有および管理を徹底しました。

3. 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み

取締役会を年15回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の業務執行等の、分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。また、業務執行に係る重要な案件について、取締役会への上程前に役員ミーティングに付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性および効率性を図りました。

4. 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等および従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに社外監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また、内部監査室および会計監査人と随時情報・意見交換を行なう等、緊密な関係を保っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,840,849	流動負債	6,274,178
現金及び預金	2,768,639	支払手形	1,051,865
売掛金	56,781	電子記録債務	1,691,170
預け金	778,847	買掛金	639,175
商品	1,675,692	1年内返済予定の長期借入金	1,033,200
貯蔵品	31,769	未払金	493,852
前払費用	10,787	未払費用	746,773
未収入金	30,749	未払法人税等	286,154
1年内回収予定の差入保証金	479,854	未払消費税等	61,191
その他	7,727	預り金	103,472
固定資産	5,143,289	賞与引当金	79,300
(有形固定資産)	611,151	資産除去債務	46,019
建物	531,602	設備関係支払手形	42,001
器具及び備品	79,348	その他	1
建設仮勘定	200	固定負債	2,632,962
(無形固定資産)	6,559	長期借入金	1,566,800
ソフトウェア	6,559	繰延税金負債	21,768
(投資その他の資産)	4,525,579	退職給付引当金	250,480
投資有価証券	5,100	資産除去債務	772,891
関係会社株式	40,000	長期未払金	21,022
投資	1,270	負債合計	8,907,140
従業員に対する長期貸付金	3,296	(純資産の部)	
長期前払費用	50,324	株主資本	2,076,998
差入保証金	4,443,020	資本金	1,229,250
破産更生債権等	69,376	資本剰余金	1,104,699
その他	100,359	資本準備金	308,000
貸倒引当金	△187,169	その他資本剰余金	796,699
		利益剰余金	△254,582
		その他利益剰余金	△254,582
		繰越利益剰余金	△254,582
		自己株式	△2,368
		純資産合計	2,076,998
資産合計	10,984,139	負債純資産合計	10,984,139

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 2月21日
至 平成29年 2月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 売 上 高		24,693,436
II 売 上 原 価		10,971,453
売 上 総 利 益		13,721,983
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,094,205
営 業 利 益		627,778
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,956	
債 務 勘 定 整 理 益	11,166	
為 替 差 益	8,007	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,045	
そ の 他	3,856	31,032
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,744	
債 務 保 証 料	1,545	
そ の 他	701	12,991
経 常 利 益		645,819
VI 特 別 利 益		
移 転 補 償 金	7,786	
共 済 会 精 算 返 戻 金	54,600	62,386
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	21,205	
減 損 損 失	113,731	
災 害 に よ る 損 失	22,553	
退 店 補 償 金	22,461	179,951
税 引 前 当 期 純 利 益		528,253
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	210,460	
法 人 税 等 調 整 額	△6,527	203,933
当 期 純 利 益		324,320

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年2月21日
至 平成29年2月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1, 229, 250	308, 000	796, 699	1, 104, 699	△578, 902	△578, 902
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					324, 320	324, 320
自己株式の取得						
当期変動額合計	—	—	—	—	324, 320	324, 320
当 期 末 残 高	1, 229, 250	308, 000	796, 699	1, 104, 699	△254, 582	△254, 582

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△2, 218	1, 752, 828	1, 752, 828
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		324, 320	324, 320
自己株式の取得	△150	△150	△150
当期変動額合計	△150	324, 170	324, 170
当 期 末 残 高	△2, 368	2, 076, 998	2, 076, 998

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

時価のないもの：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

時 価 法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品：売 価 還 元 法 による 原 価 法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法による原価法（ 同 上 ）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年、但し株式会社鈴丹から引き継いだものは6年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務取引

③ ヘッジ方針

将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、為替予約取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社の有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社は、親会社であったユニグループ・ホールディングス株式会社（平成28年9月1日以降、ユニ・ファミリーマートホールディングス株式会社）が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更することを契機として、有形固定資産の減価償却方法の検討を行った結果、従前の設備投資では、投資直後の収益拡大効果が見込まれましたが、現状の新規出店や店舗改装が長期的な視点で行なうものに変化しており、投資効果が安定的に実現すると見込まれることから、定額法の採用により収益と費用の対応を図ることがより適切に実態を表すと判断したことによるものです。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ、65,577千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記		
(1) 有形固定資産の減価償却累計額		3, 672, 241千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
短期金銭債権		3, 349千円
短期金銭債務		55, 358千円
(3) 担保に供している資産		
投資その他の資産（その他）(※)		100, 000千円
(※) 信用状開設保証金として定期預金を担保に供しております。		
4. 損益計算書に関する注記		
関係会社との取引高		
営業取引による取引高の総額		383, 454千円
営業取引以外の取引高の総額		1, 331千円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記		
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数		12, 051, 384株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の総数		8, 055株
6. 税効果会計に関する注記		
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(繰延税金資産)		
減損損失		244, 688千円
資産除去債務		248, 891千円
退職給付引当金		76, 096千円
貸倒引当金		56, 862千円
繰越欠損金		1, 382, 915千円
その他		153, 232千円
小計		<u>2, 162, 682千円</u>
評価性引当額		<u>△2, 162, 682千円</u>
繰延税金資産合計		<u> 一千円</u>
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用		<u>△21, 768千円</u>
繰延税金負債合計		<u>△21, 768千円</u>
繰延税金負債の純額		<u>△21, 768千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については銀行借入によって行っており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、営業債務の為替リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

当社の主な営業債権である預け金については、ディベロッパーの信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理等を実施することにより、リスクの低減をはかっております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理、信用管理を行なうことによりリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金は短期間で決済されるものです。買掛金の一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、決済額の一部について為替予約を行なうことにより、リスクの低減をはかっております。

借入金は、主に営業取引および設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスクおよび金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約の振当処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,768,639	2,768,639	—
(2) 預け金	778,847	778,847	—
(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む） 貸倒引当金（※）	786,380 △111,392		
	674,988	675,747	758
資 産 計	4,222,475	4,223,233	758
(1) 支払手形	1,051,865	1,051,865	—
(2) 電子記録債務	1,691,170	1,691,170	—
(3) 買掛金	639,175	639,175	—
(4) 未払金	493,852	493,852	—
(5) 長期借入金	2,600,000	2,614,505	14,505
負 債 計	6,476,064	6,490,569	14,505
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブに関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 預け金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金（1年内回収予定を含む）

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形 (2) 電子記録債務 (3) 買掛金 (4) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 差入保証金の一部（貸借対照表計上額4,136,494千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3)差入保証金（1年内回収予定を含む）」には含めておりません。

8. 持分法損益等に関する注記
該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記
親会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社(上場)	62.22%	(兼任) 2人	なし	当社発行の電子記録債務に対する被保証	730,054	—	—
					保証料の支払	1,331		

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額は、債務保証残高を記載しています。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
上記取引について、一般取引条件を勘案し、交渉の上、決定しております。
3. ユニーグループ・ホールディングス株式会社は、平成28年9月1日付で、株式会社ファミリーマートに吸収合併され、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に社名変更しております。
4. ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が、平成28年10月24日に当社株式を売却したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高は関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ユニー株式会社	なし	(兼任) 1人	賃借 契約	保証金の 差入	—	一年内回収 予定の差入 保証金	64,501
					保証金の 返還	132,400	差入保証金	717,255

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額、差入保証金の残高は消費税等を含んでおりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
上記取引について、一般取引条件を勘案し、交渉の上、決定しております。
3. ユニー株式会社は、平成28年10月24日に関連当事者に該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高は関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	172円46銭
1株当たり当期純利益	26円93銭

11. 重要な後発事象に関する注記

【資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分】

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、平成29年5月18日開催予定の第32回定時株主総会に、資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分について付議することを決議しました。

(1) 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

本件は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を填補し早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保し、早期の復配体制の実現を目的として、会社法第447条第1項および同法第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額の減少を行ったうえで、同法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行なうものです。

(2) 資本金および資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

平成29年2月20日現在の資本金の額1,229,250,000円を1,129,250,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の全額を、その他資本剰余金に振り替える処理を行ないます。

② 減少する資本準備金の額

平成29年2月20日現在の資本準備金の額308,000,000円を208,000,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替える処理を行ないます。

(3) 剰余金の処分の内容

① 減少する剰余金の項目およびその額（予定）

その他資本剰余金 254,582,467円

② 増加する剰余金の項目およびその額（予定）

繰越利益剰余金 254,582,467円

(4) 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の日程

取締役会決議日	平成29年3月31日
定時株主総会決議日	平成29年5月18日（予定）
債権者異議申述最終期日	平成29年6月29日（予定）
効力発生日	平成29年7月1日（予定）

(5) その他の重要な事項

本件は、貸借対照表の「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動は無く、また、発行済株式総数の変更または払い戻しおよび業績に与える影響はございません。

【会社分割方式による持株会社体制への移行】

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、当社100%出資の株式会社パレモ分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）を平成29年3月31日付で設立し、平成29年8月21日（予定）を効力発生日として、当社のレディースアパレルおよび雑貨の店舗小売業ならびにFC事業を吸収分割の方法により（以下、「本件分割」といいます。）分割準備会社に承継させることとし、持株会社体制へ移行することを決議しました。

また、平成29年8月21日（予定）をもって、当社は「パレモ・ホールディングス株式会社」へ、分割準備会社は「株式会社パレモ」へ商号を変更し、パレモ・ホールディングス株式会社は、引き続きグループ会社の経営管理を行なう持株会社として上場を維持する予定です。なお、本件分割および商号変更を含む定款一部変更につきましては、平成29年5月18日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件に実施します。

（1）持株会社への移行の背景と目的

当社が属する専門店業界は、少子高齢化で国内市場の拡大が見込めない中、商業施設や専門店の間で顧客の争奪が一層激しさを増し、優勝劣敗がより鮮明となってきました。

また、円安による商品調達コスト上昇の影響に加え、人員不足の深刻化により採用コストや人件費の上昇など、厳しい環境が続いております。

このような状況下において、今後さらに加速する経済環境の変化に適応するため、迅速な改革を可能とし、経営資源の最適な配分を行ない効率的な経営管理を行なうべく、持株会社体制に移行することとしました。このたび、当社が持株会社体制へ移行する目的は以下の通りです。

① 経営効率の向上

当社が当社グループの戦略の立案、経営管理およびリスク管理を担い、事業子会社が事業推進に特化することで、当社グループの経営効率の向上を実現いたします。また、間接部門を集約し、業務の効率化また専門機能の高度化を図ってまいります。

② 変化への対応力の強化

事業環境および競争状況の変化に対応した、迅速な意思決定および事業構造の再構築に柔軟な対応が可能となるものと考えております。

③ 次世代リーダーの育成

事業会社においては積極的に次世代の経営を担う人材を登用し、人材育成に取り組んでまいります。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月7日

株式会社パレモ
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木賢次 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 膳亀聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パレモの平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年3月31日開催の取締役会において、平成29年8月21日をもって持株会社体制に移行することを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月10日

株式会社	パレモ	監査役会
常勤監査役	黛	龍二 (印)
社外監査役	中村	弘 (印)
社外監査役	今枝	剛 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件

当社は、これまでの欠損を填補し、早期に財務体質の健全化を図るとともに今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保し、早期の復配体制の実現を目的として、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金および資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金および資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額および発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

平成29年2月20日現在の資本金の額1,229,250,000円を1,129,250,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成29年7月1日といたしたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

平成29年2月20日現在の資本準備金の額308,000,000円を208,000,000円減少して、100,000,000円とし、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

資本準備金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成29年7月1日といたしたいと存じます。

第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案による資本金および資本準備金の振替計上後のその他資本剰余金2,133,949,915円のうち254,582,467円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補いたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、第1号議案が原案どおり承認可決されることおよびその効力が発生することを条件といたします。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金254,582,467円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金254,582,467円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

平成29年7月1日

第3号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行することといたしました。本議案は、当社の100%子会社である株式会社パレモ分割準備会社（以下「本分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とし、当社のアパレル事業および雑貨事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約書において承継対象資産から除外されるものを除きます。）を承継させる吸収分割（以下、「本件」といいます。）を行なうことについて、ご承認をお願いするものであります。

本件の効力発生日は、平成29年8月21日を予定しており、同日付で、当社は「パレモ・ホールディングス株式会社」に、本分割準備会社は「株式会社パレモ」に、それぞれ商号を変更いたします。また、当社の100%子会社である株式会社ビックス（以下、「ビックス」といいます。）は、本件後は持株会社であるパレモ・ホールディングス株式会社の100%子会社として物流事業を営みます。

なお、当社は、持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行なう持株会社として上場を維持する予定です。

1. 吸収分割を行なう理由

当社が属する専門店業界は、少子高齢化で国内市場の拡大が見込めない中、商業施設や専門店の間で顧客の争奪が一層激しさを増し、優勝劣敗がより鮮明となってきました。また円安による商品調達コスト上昇の影響に加え、人員不足の深刻化により採用コストや人件費の上昇など、厳しい環境が続いております。

このような状況下において、今後さらに加速する経済環境の変化に適応するため、迅速な改革を可能とし、経営資源の最適な配分を行ない効率的な経営管理を行なうべく、吸収分割により持株会社制に移行することとしました。

このたび当社が持株会社体制へ移行する目的は以下のとおりです。

(1) 経営効率の向上

当社が当社グループの戦略の立案、経営管理およびリスク管理を担い、事業子会社が事業推進に特化することで、当社グループの経営効率の向上を実現いたします。また間接部門を集約し、業務の効率化また専門機能の高度化を図ってまいります。

(2) 変化への対応力の強化

事業環境および競争状況の変化に対応した、迅速な意思決定および事業構造の再構築に柔軟な対応が可能となるものと考えております。

(3) 次世代リーダーの育成

事業会社においては積極的に次世代の経営を担う人材を登用し、人材育成に取り組んでまいります。

2. 吸収分割契約書の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社パレモ（以下「甲」という。）及び株式会社パレモ分割準備会社（以下「乙」という。）は、アパレル事業及び雑貨事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：株式会社パレモ

住所：愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(乙) 吸収分割承継会社

商号：株式会社パレモ分割準備会社

住所：愛知県稲沢市天池五反田町1番地

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は (ii) 本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
4. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべての併存的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲の完全子会社であり、甲が乙の株式すべてを保有しているので、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当等の対価を支払わない。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年8月21日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業避止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行ない、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行なう場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行なうものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年3月31日

(甲) 株式会社パレモ

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役社長 吉田 馨 ㊟

(乙) 株式会社パレモ分割準備会社

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役 吉田 馨 ㊟

承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年2月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産、預け金、未収入金及び前払費用。ただし、次の各号に定めるものを除く。

- ① 本社管理の現金及び預金
- ② 非事業性の未収入金
- ③ 非事業性の貯蔵品
- ④ 非事業性の前払費用

(2) 固定資産

該当事項なし

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日において、本件事業に属する、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、預り金。ただし、次の各号に定めるものを除く。

- ① 納税に関する未払金
- ② 未払配当金
- ③ 従業員の社会保険に係る預り金

(2) 固定負債

該当事項なし

3. 承継する雇用契約等

効力発生日における全従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

意匠権、商標権その他知的財産権は承継しない。

なお、乙が本件事業の継続に必要なものについては、別途協議の上、甲が乙にその使用を許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められていないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

なお、店舗の賃貸借契約についてはこれを承継せず、賃貸人の承諾の下、甲と乙の間で転貸借契約を締結し、甲は乙に使用を継続させる。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

- (1) 本分割準備会社が当社に交付する対価ならびに本分割準備会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本件に際して、当社は本分割準備会社に対して、株式・金銭・その他財産の交付を行いませんが、当社は本分割準備会社の発行済株式の全部を有していることから、相当であると判断しております。

また、本件により本分割準備会社の資本金および準備金は増加いたしません。

- (2) 承継会社の成立の日における貸借対照表

本分割準備会社の成立の日における貸借対照表は下掲のとおりです。

貸借対照表

(平成29年3月31日)

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
資産の部	10,000,000	純資産の部	10,000,000
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
合計	10,000,000	合計	10,000,000

- (3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- (4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 退職給付制度の改定について

当社は、平成29年7月1日を退職給付制度改定日とし、確定給付型の退職一時金制度を終了し、確定拠出年金制度に移行する予定であります。当該制度改定により、概算値として約2億200万円の特別利益の計上が見込まれております。

第4号議案 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、第3号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年8月21日（予定）をもって、これまでの事業会社から持株会社体制（同日付で「パレモ・ホールディングス株式会社」へ商号変更予定）へ経営組織を変更したいと存じます。

これに伴い、第3号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび本件吸収分割の効力発生を条件として、現行定款第1条、第2条および第14条を変更し、あわせて、平成29年8月21日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条および第33条の一部をそれぞれ変更するものです。

なお、本議案のうち定款第25条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 1. 当社は、<u>株式会社パレモ</u>と称する。 2. 英文では、<u>PALEMO CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(事業の目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1) 既制服および生地・装身具の製造、加工および販売 (2) 貴金属・宝石・服飾雑貨品・美術工芸品・インテリア用品・日用品雑貨・事務用機器・衣料品・スポーツ用品・時計の販売 (3) 履物・かばん類・用品雑貨・園芸用品・手芸用品の販売 (4) 食料品・酒類の販売 (5) 家庭用電機製品・寝装具・家具・眼鏡品・文房具・玩具・包装用品の販売 (6) 化粧品・医薬品・医薬部外品の販売 (7) 出版物・書籍の発行および販売 (8) 前各号の商品の卸売りならびに輸出入業 (9) 古物の販売</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 1. 当社は、<u>パレモ・ホールディングス株式会社</u>と称する。 2. 英文では、<u>PALEMO HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(事業の目的) 第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) 既制服および生地・装身具の製造、加工および販売 (2) 貴金属・宝石・服飾雑貨品・美術工芸品・インテリア用品・日用品雑貨・事務用機器・衣料品・スポーツ用品・時計の販売 (3) 履物・かばん類・用品雑貨・園芸用品・手芸用品の販売 (4) 食料品・酒類の販売 (5) 家庭用電機製品・寝装具・家具・眼鏡品・文房具・玩具・包装用品の販売 (6) 化粧品・医薬品・医薬部外品の販売 (7) 出版物・書籍の発行および販売 (8) 前各号の商品の卸売りならびに輸出入業 (9) 古物の販売</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(10) 喫茶店・飲食店・理容店・美容室・遊技場・スポーツ施設・文化教室の経営</p> <p>(11) 不動産・建物附属設備の賃貸および什器備品等の貸付けならびに不動産賃貸借の仲介業務</p> <p>(12) 経営指導業務および情報提供サービス業務</p> <p>(13) 旅行斡旋業務</p> <p>(14) 損害保険代理店業ならびに生命保険の募集に関する業務</p> <p>(15) 荷造り梱包業、荷役配送業</p> <p>(16) 写真撮影機器・映像撮影機器ならびにそれらに付帯する設備の設置、賃貸</p> <p>(17) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業務</p> <p>(18) 通信販売業務</p> <p>(19) インターネットを利用した通信販売業務 (新設)</p>	<p>(10) 喫茶店・飲食店・理容店・美容室・遊技場・スポーツ施設・文化教室の経営</p> <p>(11) 不動産・建物附属設備の賃貸および什器備品等の貸付けならびに不動産賃貸借の仲介業務</p> <p>(12) 経営指導業務および情報提供サービス業務</p> <p>(13) 旅行斡旋業務</p> <p>(14) 損害保険代理店業ならびに生命保険の募集に関する業務</p> <p>(15) 荷造り梱包業、荷役配送業</p> <p>(16) 写真撮影機器・映像撮影機器ならびにそれらに付帯する設備の設置、賃貸</p> <p>(17) 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集およびその利用権の販売促進に関する代理店業務</p> <p>(18) 通信販売業務</p> <p>(19) インターネットを利用した通信販売業務</p> <p><u>(20) 前第18号および第19号に付帯する一切の業務の受託およびそれら商品の梱包、配送に関する業務</u></p>
<p><u>(20) インターネットによる情報提供業務</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(21) インターネットによる情報提供業務</u></p> <p><u>(22) 値札の印刷ならびに販売および値札用紙の販売</u></p> <p><u>(23) 納品書、荷物ステッカー、タグピン等、受発注、配送に関する用品の販売</u></p> <p><u>(24) 印刷機械、通信機械およびコンピュータのリース</u></p> <p><u>(25) 商品梱包業務</u></p> <p><u>(26) 備品等の保管、管理ならびに配分に関する業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第24条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第15条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役との責任限定契約</u>) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第26条～第32条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第26条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第34条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第34条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条、第2条および第14条の規定の変更は、平成29年8月21日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>

第5号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役4名全員は任期満了となります。つきましては、本件吸収分割による持株会社体制移行後の経営体制の強化および充実を図るため、取締役2名を増員することとし、新たに取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よし だ かおる 吉 田 馨 (昭和31年6月10日生)	昭和54年3月 株式会社鈴丹入社 平成9年5月 同社中部営業部長 平成12年3月 同社西日本営業部長 平成17年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社取締役営業部長 平成21年2月 同社取締役商品部長 平成22年2月 同社代表取締役社長 平成24年2月 当社専務取締役アパレル事業本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長(現任)	14,021株
2	なが い たか し 永 井 隆 司 (昭和30年7月9日生)	昭和53年3月 ユニー株式会社(現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社)入社 平成13年1月 当社経理管理部長 平成16年5月 当社取締役経理管理部長 平成20年5月 当社常務取締役経理管理部・情報サービス部担当兼経理管理部長 平成22年1月 当社常務取締役管理担当 平成27年5月 当社常務取締役管理担当兼子会社担当(現任)	18,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	えりぐち なおし 江 里 口 直 (昭和39年8月20日生)	<p>平成元年4月 当社入社</p> <p>平成15年5月 当社ギャルフィット・ファナー西日本 事業部営業部長</p> <p>平成18年1月 当社シーベレット事業部長兼営業部長</p> <p>平成18年5月 当社執行役員シーベレット事業部長 兼営業部長</p> <p>平成19年5月 当社取締役インセンセンス事業部担当 兼シーベレット事業部長</p> <p>平成23年4月 当社取締役雑貨事業部長兼木糸土商品部長 兼インセンセンス商品部長</p> <p>平成25年5月 当社取締役雑貨事業本部長兼パレモ東京担当 兼木糸土・ハレノヒディビジョン部長</p> <p>平成27年5月 当社取締役雑貨事業本部長兼パレモ東京担当 兼雑貨事業本部営業統括部長</p> <p>平成29年2月 当社取締役雑貨事業部長兼パレモ東京担当(現任)</p>	11,460株
4	※ きねぶち あきら 木 根 潤 明 (昭和41年3月20日生)	<p>平成14年9月 株式会社ファーストエスコ入社</p> <p>平成15年6月 同社取締役経営企画室長兼管理本部長</p> <p>平成18年7月 株式会社フジソク常務執行役員管理本部長</p> <p>平成20年2月 日本ストロー株式会社管理本部長兼CFO</p> <p>平成21年3月 同社取締役管理本部長兼CFO</p> <p>平成22年2月 アルテック株式会社取締役経営企画本部長</p> <p>平成25年7月 花菱縫製株式会社取締役経営企画本部・ 管理本部・生産本部 管掌</p> <p>平成28年12月 当社執行役員経営企画室長(現任)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	※ 竹中 幹雄 (昭和51年8月28日生)	平成13年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社)入社 平成18年7月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリーサービス株式会社入社 平成22年3月 フェニックス・キャピタルグループ入社(現任) 平成24年5月 ティアック株式会社執行役員経営統括本部副本部長 平成25年7月 花菱縫製株式会社取締役 平成27年4月 エンデバー・ユナイテッド株式会社ディレクター(現任)	一株
6	なが た あき お 永 田 昭 夫 (昭和23年9月15日生)	昭和51年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 中央新光監査法人代表社員就任 平成19年8月 あずさ監査法人代表社員就任 平成23年7月 公認会計士永田昭夫事務所開設(現任) 平成24年6月 日本トランスシティ株式会社社外監査役(現任) 平成25年5月 株式会社UCS社外監査役(現任) 平成27年5月 当社社外取締役(現任) 平成27年6月 竹田印刷株式会社社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 候補者である竹中幹雄氏の、当社の主要株主であるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合を運営管理するエンデバー・ユナイテッド株式会社における業務執行者としての地位および担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 候補者の永田昭夫氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は永田昭夫氏を、株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由等について
永田昭夫氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識を当社の経営に反映していただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと考えております。なお、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、永田昭夫氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおり再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (3) 社外取締役に就任してからの年数について
永田昭夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年であります。
5. 取締役の選任に関する議案に記載すべき事項については、上記の他に特記すべき事項はありません。

第6号議案 監査役2名選任の件

監査役候補者 龍二氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査体制の一層の強化、充実を図るため、監査役1名を増員することとし、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ つちだ しんいちろう 土田 新一郎 (昭和33年12月12日生)	昭和56年4月 日本チバガイギー株式会社(現ノバルティスファーマ株式会社)入社 平成4年1月 株式会社リオチェーン(現株式会社イークロージング)入社 平成19年3月 株式会社鈴木丹入社 平成21年2月 同社店舗開発室長 平成22年2月 同社執行役員店舗開発室長兼経営企画室長 平成24年2月 当社店舗開発企画部西日本担当部長 平成25年5月 当社執行役員店舗開発統括部長兼西日本店舗開発部長 平成29年2月 当社執行役員(現任)	900株
2	※ ひらおか しげる 平岡 繁 (昭和45年11月1日生)	平成5年10月 中央監査法人入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成13年7月 平岡公認会計士事務所所長(現任) 平成15年11月 税理士登録 平成18年10月 フェニックス・キャピタル株式会社監査役(現任) 平成26年5月 エンデバー・ユナイテッド株式会社監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者との責任限定契約について
本議案が原案どおり承認可決され平岡 繁氏が監査役に就任された場合、第4号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. 監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

